



## 毎月確認しましょう!被扶養者の収入額

短期給付係  
(082)513-4957

### ～被扶養者等の検認を終えて～

被扶養者証等の検認事務については、御協力いただき、ありがとうございました。

今回の検認で多く見受けられた事例をいくつか御紹介しますので、参考にしてください。

検認は毎年行います。今後も被扶養者の収入状況を常に把握するとともに、確認書類（給与明細書や送金確認書類等）は適切に保管するようにお願いします。

### ●不足書類(実際の不足・問合せが多かったもの)

- 別居の被扶養者への送金確認書類（原則手渡しは認められません。）
- 被扶養者のアルバイト等の給与支給明細書
- 被扶養者の雇用条件が分かる書類（非常勤講師の勤務条件説明書等）

毎月適切に保管  
してください。

### ●扶養手当の支給があるとき

扶養手当の支給があるときは、被扶養者の検認における添付書類が省略できますが、収入の確認が不要なわけではありません。扶養手当の有無にかかわらず、被扶養者の収入状況は常に確認しましょう。

### ●不安定収入で過去に4ヶ月連続で108,334円を超えていた

アルバイト等で、月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは**4か月の初日**に、又は12か月の累計が130万円以上になったときは**超過した月の初日**に認定の取消となります。

過去に遡って認定取消となった場合、**取消日以降に当共済組合が負担した医療費等は、全額返還していただきます。**認定取消に該当する事由が発生した場合は、速やかに取消の手続きを行ってください。

【参考】今回の検認で被扶養者の認定を取り消した件数（令和3年7月から令和3年9月）

区 分	取 消 事 例	件 数 (件)
就 職	新しい保険証を取得していた 等	228
収入限度額超過	不安定収入で12か月の累計が130万円以上であった 雇用保険の基本手当や公的年金を受給していた 等	64
収入限度額超過見込	パート等の雇用条件で収入限度額を超える見込がある 等	18
扶 養 認 定 替 え	共同扶養者の収入の逆転 等	45
計		355

◎ 最も遡及して認定を取り消した日 平成31年3月9日



## 公費を受けたら共済組合に届け出ましょう

短期給付係  
(082)513-4957

県や市町村は、さまざまな医療費の助成（公費）を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています（指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等）。

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、すでに届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式（様式集 § 9-039）により当共済組合に届け出てください。